

WEB 口座（定期預金）特約

1. WEB 口座（定期預金）

- (1) WEB 口座（定期預金）とは、個人のお客様の通帳を発行しない定期預金口座をいうものとし、本特約制定時点（2025 年 10 月 27 日時点）において常陽バンキングアプリで開設されている定期預金口座も含まれるものとします。WEB 口座（定期預金）の利用には、常陽バンキングアプリへの登録が必要です。
- (2) WEB 口座（定期預金）の取引は、原則として常陽バンキングアプリにより行うこととします。ただし、常陽バンキングアプリで実施できない取引や、スマートフォン紛失時の取引等、当行が認める場合については、当行所定の本人確認を行ったうえで店頭での取引を受け付けます。また、本特約に別段の定めのある取引については、当該定めに従うものとします。

2. 本特約の適用範囲

WEB 口座（定期預金）は、以下の（１）～（９）の規定によるほか、３．以降の規定により取り扱います。なお、（１）～（９）の規定と本特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

- （１） 期日指定定期預金（スーパー期日指定）規定
- （２） 自由金利型定期預金・M 型（スーパー定期）規定
- （３） 自動継続自由金利型定期預金・M 型（スーパー定期）規定
- （４） 自由金利型定期預金（大口定期）規定
- （５） 自動継続自由金利型定期預金規定
- （６） 常陽エースつみたて（積立式定期預金）規定
- （７） 総合口座取引規定
- （８） スーパー総合口座「トータルプラン」取引規定
- （９） 常陽バンキングアプリ基本利用規定

3. 口座の開設

- (1) WEB 口座（定期預金）は、常陽バンキングアプリまたは窓口のいずれかの方法により開設することが可能です。常陽バンキングアプリで口座を開設する場合、常陽バンキングアプリに登録する普通預金口座（セットアップ口座）と同一店に口座を開設することが可能です。窓口での口座開設をご希望される場合は、当行所定の申込書に署名し、印章を届け出てください。
- (2) 前項の規定により常陽バンキングアプリで開設する定期預金口座については、総合口座取引の対象外となります。

4. 預金のお預入れ

WEB 口座（定期預金）をご利用されるお客様は、常陽バンキングアプリでお預入れが可能です。窓口でのお預入れをご希望される場合は、当行所定の申込書に署名し提出してください。この際、入金する口座番号を常陽バンキングアプリの画面で提示してください。なお、入金する口座番号を提示できない場合には、キャッシュカードの提示を求めることがあります。

5. 預金の払戻し

WEB 口座（定期預金）をご利用されるお客様は、常陽バンキングアプリで払戻しを行うことが可能です。窓口での払戻しを希望される場合は、当行所定の払戻請求書に署名し、届出の印章を押印のうえ、提出してください。印章の届出がないときは、公的な本人確認資料の提示および、キャッシュカードの暗証番号による本人認証を実施します。また、常陽バンキングアプリの画面を確認し、なお、かかる手

続きに加え、当該払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. 自動機でのお取引

現金自動預入機または現金自動支払機（いずれも現金自動預入払出兼用機を含みます。）では、WEB口座（定期預金）の入出金取引はできません。

7. お取引明細の取扱

WEB口座（定期預金）の取引明細は、常陽バンキングアプリでお客様自身が照会し、確認することとし、定期的なお取引明細は発行しません。なお、店頭で預金の払戻しを行った場合、常陽バンキングアプリに表示されないため、払戻し時に店頭で交付するお利息計算書にてご確認ください。

8. 有通帳口座からWEB口座（定期預金）への切替

既存の有通帳口座（ただし、常陽バンキングアプリ上で取引明細を確認することができる口座に限ります。）をWEB口座（定期預金）へ切り替えるときは、当行ホームページまたは窓口にてお手続きできます。なお、窓口にお申し出いただく場合は、切替対象の通帳およびご本人名義のキャッシュカード等の当行所定の資料をご持参ください。また、有通帳口座をWEB口座（定期預金）に切り替えた場合、通帳はWEB口座（定期預金）に変更した時点でご使用いただけなくなります。

9. WEB口座（定期預金）から有通帳口座への切替

WEB口座（定期預金）を有通帳口座へ切り替えるときは、ご本人名義のキャッシュカード等の当行所定の資料を持参のうえ、窓口にお申し出ください。その場合、当行所定の手数料が必要となる場合があります。

10. WEB口座（定期預金）の解約

WEB口座（定期預金）を解約するときは、窓口にて当行所定の書類に署名し、届出の印章を押印のうえ、提出してください。印章の届出がないときは、キャッシュカードの暗証番号による本人認証を実施します。なお、かかる手続きに加え、当該解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認資料の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

11. 常陽バンキングアプリにより提供するWEB口座（定期預金）の対象取引

- (1) 常陽バンキングアプリにより提供するWEB口座（定期預金）の対象取引は、当行所定の取引とします。
- (2) 取引の実行日は、原則として受付日当日とします。ただし、依頼内容の確定時点で前項の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱い」とします。

12. [WEB口座（定期預金）に関する通知

WEB口座（定期預金）に関する通知、交付または送付する書類については、届出の氏名・名称、住所にあてて郵送することに代えて、当行が常陽バンキングアプリ等インターネットによる電子的方法などにより通知、交付する場合があります。

13. 規定の変更等

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更でき

るものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2025 年 10 月 27 日)